

令和7年度 中和小学校 校内ルール

2025.4.1 更新

中和小学校では、地域・保護者の皆様から信頼される教職員を目指し、校内ルールを次のように定め、常に全教職員で確認、徹底に努めています。

1 児童の個人情報の取り扱いについて

- 児童の個人情報を閲覧可能な状態で放置しない。(机上、PC画面など)
- 個人情報を校外に持ち出さない。必要な場合は、管理職の許可を得て、届出簿に記載する。
- 成績処理は校内で行う。必要な場合は、管理職の許可を得る。
- 個人所有の携帯電話で児童の写真を撮らない。また、データを自宅に持ち帰らない。
- 児童の撮影には学校所有のデジタルカメラを使用する。個人所有のデジタルカメラを使用する場合は、事前に届けを必要とする。
- 学校で撮影した写真を児童に持ち帰らさない。必要な場合は、管理職の許可を得る。
- 児童の個人情報や校務に関わる内容が記載された用紙は、シュレッダーにかけて処分するなど確実に廃棄する。
- 学校内の情報を教職員個人の SNS やホームページに公開しない。また、家庭内や公共の場などで無用に話ることがないように留意する。
- 児童間のトラブル等で、保護者が他の保護者の電話番号の情報提供を申し出た場合は、相手方の了解を得た上で情報提供する。
- 医療機関への個人情報提供については、「医療機関からの個人情報取得同意書」で保護者から同意を得る。(4月)
- 学校ホームページ、通信への写真や作品の掲載については、「情報提供承諾書」及び PTA 総会で肖像権や情報取得について、保護者から同意を得る。(4月)

2 パソコン等における情報管理について

- 学校用 PC において、個人所有の USB メモリを使用してはいけない。
- 学校用 USB メモリを使用する際は、管理職に申し出、使用後は速やかにデータを消去の上、返却する。
- 校内のパソコンには、申請、許可された以外のファイルをダウンロード、インストールしてはならない。

※画像のコピー＆ペーストについては、許可を必要としないが、著作権に留意して使用する。

- 自宅から持ち込んだデジタルデータについては、ウィルスチェックを行う。
- 学校用クロームブックは、専用の保管庫で管理し、退庁時には施錠する。
- 作成したデータ等は、サーバー上へ保存する。(盗難時の情報流出を避けるため校務用PC内のハードディスクに保存しない。)

3 保護者・児童との接し方について

- 児童との教育相談、個別の学習指導・生徒指導を行う場合は、事前に管理職に場所と時間を伝える。また、実施後は、相談内容、指導内容等を報告する。
- 保護者と教育相談を行う場合は、事前に場所と時間を、管理職に報告し、事後は関係教職員で共有する。
- 教職員のメールアドレス、電話番号を保護者、児童と共有しない。
- 保護者への連絡には、学校の固定電話を使用し、個人の携帯電話やメール、SNSを使用しない。やむを得ない場合は、事前に管理職の許可を得る。
- 個人の携帯電話は、職員室へ置き、勤務中は持ち歩かないようにする。緊急時ややむを得ない事情がある場合は、管理職の許可を得る。(校外学習、校外での生徒指導、緊急時など)
- 児童を自家用車に同乗させない。やむを得ない場合は、管理職が行うか、管理職の許可のもと担当者が行う。
- 不必要に児童の身体に触れない。学習場面において接触が必要な場合は、本人の同意を得て行うとともに、本人や周囲の児童が不快感をもつことがないように留意する。
- 体罰や暴言等不適切な指導をしない。特に人格を否定する発言、身体や容姿に係る発言、威圧的な発言、無視などしない。

4 学校徴収金の管理について

- 現金は、通帳保管を原則とし、校内に置かない。やむを得ない場合は、管理職に連絡の上、一時的に耐火書庫で保管する。(特に、教室や職員室の机の中に保管することがないようにする。)
- 現金を徴収する際は、児童から直接受け取るようにし、机上に提出させることがないように留意する。
- 集金額の確認は、速やかに行い、金額が異なる場合には、同日中に保護者に連絡する。
- 会計簿の管理と検閲は、複数人で行い、同一者が行うことがないようにする。

5 外部へ出す文書について

- 外部へ配付する文書については、複数者で内容を点検し、誤情報や配慮に欠ける表現がないように努める。

原則：起案者 → 事務職員 → 教頭 → 校長
(状況によっては関係職員で合議する)

- 配付した文書は、所定のファイルに作成者もしくは事務職員が保管する。

6 その他

- 法令を遵守し、教育公務員としての自覚のもと、交通ルール違反、飲酒トラブル等ないように努める。
- 教育者としてふさわしい身なり、振る舞い、言葉遣いに努める。
- 教職員同士が、互いの立場や思いを尊重し合い、セクハラ、パワハラ等がない明るい職場環境づくりに努める。
- 交通事故を起こした場合は、速やかに警察及び、校長（教頭）に報告するなど迅速かつ適切に対処する。

学校や教育委員会、教育関係機関では、体罰やセクシャルハラスメントなどに関する児童・保護者を対象とした相談窓口を設置しています。

● 中和小学校 相談窓口

担当者 教頭（松岡 徹）

電 話 （0867）67-2232

● 真庭市教育委員会 相談窓口

真庭市教育委員会 学校教育課

電 話 （0867）42-1087

● 岡山県教育委員会 相談窓口

岡山県教育庁 義務教育課 生徒指導推進室

電 話 （086）226-7589

● 岡山県総合教育センター 教育相談専用電話

生徒指導（0866）56-9115 （9:00-17:00）＊火曜日は、13:00-17:00

特別支援教育（0866）56-9117

● 青少年総合相談センター（岡山市北区南方2丁目13-1 きらめきプラザ4階

教育相談 086-221-7490